

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年12月24日(2020.12.24)

【公開番号】特開2018-90572(P2018-90572A)

【公開日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2018-022

【出願番号】特願2017-225340(P2017-225340)

【国際特許分類】

A 61 K 31/131 (2006.01)
A 61 K 31/445 (2006.01)
A 61 K 31/4545 (2006.01)
A 61 P 43/00 (2006.01)
A 61 K 47/26 (2006.01)
A 61 K 31/704 (2006.01)
A 61 K 31/192 (2006.01)
A 61 K 31/522 (2006.01)
A 61 K 31/17 (2006.01)
A 61 K 31/166 (2006.01)
A 61 K 47/10 (2006.01)
A 61 K 47/44 (2017.01)
A 61 K 9/20 (2006.01)
A 61 P 11/02 (2006.01)
A 61 P 37/08 (2006.01)
A 61 P 31/16 (2006.01)
A 61 P 29/00 (2006.01)
A 61 K 31/19 (2006.01)
A 61 K 45/00 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/131
A 61 K 31/445
A 61 K 31/4545
A 61 P 43/00 1 1 3
A 61 K 47/26
A 61 K 31/704
A 61 K 31/192
A 61 K 31/522
A 61 K 31/17
A 61 K 31/166
A 61 K 47/10
A 61 K 47/44
A 61 K 9/20
A 61 P 11/02
A 61 P 37/08
A 61 P 31/16
A 61 P 29/00
A 61 K 31/19
A 61 K 45/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月10日(2020.11.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 非鎮静性抗ヒスタミン薬、(b) グリチルリチン酸及び／又はその塩、スクラロース、プソイドエフェドリン及び／又はその塩、イブプロフェン、ロキソプロフェン及び／又はその塩、カフェイン類、プロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素、及びエテンザミドからなる群より選択される少なくとも1種、及び(c) メントール及び／又はメントールを含有する精油を含有することを特徴とする錠剤。

【請求項2】

(a) 非鎮静性抗ヒスタミン薬がフェキソフェナジン及び／又はその塩、ロラタジン、オロパタジン及び／又はその塩、ベポタスチン及び／又はその塩、エピナスチン及び／又はその塩、エバスチン、セチリジン及び／又はその塩、並びにレボセチリジン及び／又はその塩からなる群より選択される少なくとも1種である、請求項1に記載の錠剤。